

人事行政の 運営等の状況

市職員の給与や職員数、サービスなどの状況をお知らせします

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用と退職の状況

平成19年度の採用者は市立病院の看護師2人です。また、退職者の状況は表1のとおりです。

② 職員数の状況

本市では、退職者不補充を原則として職員数を減員するなど、適正な定員管理に努めてきました。

今後平成18年度に策定した財政健全化計画に基づき、さらなる行政機構の見直しを進め職員数の減員を図ります。

各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

2 職員の給与の状況

① 人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（左ページ表3-1）。また、人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は左ページ表3-2のとおりです。

本市では、財政状況の悪化に伴う経費

表1 職員の退職状況（平成19年度分）

退職理由	定年退職	勲奨退職	普通退職	計
人数	3人	7人	5人	15人

表2 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		19年	20年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	⇨組織体制の見直しによる減 ⇨退職者不補充 ⇨事務の見直し等による減 ⇨事務の見直し等による減 ⇨事務の見直し等による減
		総務	25人	22人	△3人	
		税務	7人	6人	△1人	
		商工	5人	4人	△1人	
		土木	9人	8人	△1人	
		民生	30人	30人	0人	
	衛生	6人	5人	△1人	⇨事務の見直し等による減	
	小計	84人	77人	△7人		
	教育部門	13人	14人	1人	⇨事務の見直し等による増	
	消防部門	26人	23人	△3人	⇨退職者不補充	
小計	39人	37人	△2人			
会計部門	公営企業等	病院	26人	26人	0人	⇨退職者不補充
		下水道	2人	2人	0人	
		その他	18人	15人	△3人	
	小計	46人	43人	△3人		
合計		169人	157人	△12人		

【問い合わせ】
庶務企画グループ
(☎42～3212)

削減策のひとつとして、平成12年度から給与の削減措置を実施しています。

②給料 職員の給料は、給料表によって決められています。

給料表は、職種によって行政職や医療職に区分され、それぞれに職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成20年度も前年度から引き続き給料表及び職務の級別に給料月額額の16～20%の削減措置を実施しています。

最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級までであり、一般行政職の級別職員数は表3-3のとおりとなっています。

また、一般行政職と技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額状況は表3-4、一般行政職の初任給は表3-5、一定年数を経過した時点での学歴別平均給料月額額は表3-6のとおりです。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。

ラスパイレース指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示します。また、類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

表3-1 人件費の状況（平成19年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成20年3月31日現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	18年度の 人件費率
4,922人	48億7,455万円	9億7,829万6千円	20.1%	13.6%

表3-2 職員給与費の状況（平成19年度普通会計決算）

※職員手当には退職手当を含みません。

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
122人	3億6,541万1千円	6,114万7千円	1億4,068万6千円	5億6,724万4千円	465万円

表3-3 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	主任主査・主査	主幹・室長・施設長	課長・局長・事務長	
職員数	平成19年	0人	5人	41人	8人	9人	6人
	平成20年	0人	2人	39人	9人	8人	7人

表3-4 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	43歳7月	56歳5月
平均給料月額	271,882円	229,194円
平均給与月額	302,343円	242,744円

表3-5 一般行政職の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	歌志内市	国
大学卒	172,200円	172,200円
短大卒	152,800円	152,800円
高校卒	140,100円	140,100円

※市は給料月額について削減措置を行っていますが、上記は削減前の額です。

グラフ1 ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）

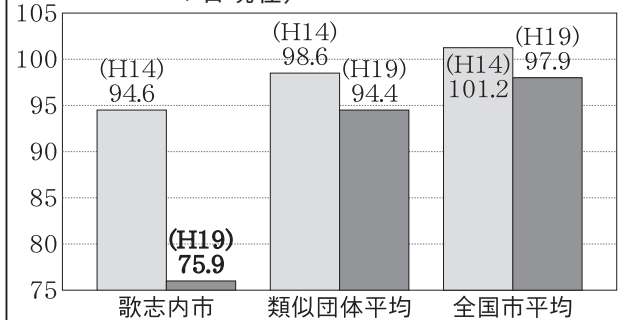


表3-6 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	236,898円	257,890円	281,276円
短大卒	—	232,512円	264,532円
高校卒	205,656円	225,676円	259,952円

③職員手当

(1) 期末・勤勉手当
 期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3-7の支給割合を乗じて支給されます。

なお、役職に応じて支給する役職段階別加算措置については凍結しています。

表3-7 期末・勤勉手当の支給割合（平成20年4月1日現在）

区 分		支給割合	加算措置
歌志内市	期末手当	3.0月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算0%（5～15%）
	勤勉手当	1.5月分	
国	期末手当	期末手当及び勤勉手当とも本市と同じ	職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算5～20%
	勤勉手当		

※（ ）内は、削減措置前の支給割合です。

(2) 退職手当
 退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定められた支給割合を乗じて算出します。
 支給割合は、本市が加入する北海道市町村職員退職手当組合の条例で表3-8のとおり定められています。

表3-8 退職手当の支給割合等（平成20年4月1日現在）

区 分	歌志内市		国	
	自己都合	勤奨・定年		
勤続年数	20年	23.50月分	30.55月分	自己都合による退職及び勤奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	33.50月分	41.34月分	
	35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～30%加算）		同左（2～20%加算）	

※平成19年度の1人当たり平均支給額 1,407万7千円

(3) その他の手当
 時間外勤務手当の状況は表3-9、扶養手当など一定の要件を満たすことよって支給される手当は左ページ表3-10のとおりとなっています（病院職員を除く）。
 なお、特殊勤務手当は、病院職員にかかるものを除き平成18年度をもって廃止しています。

表3-9 時間外勤務手当の状況

区 分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
平成18年度	915万9千円	60,000円
平成19年度	763万9千円	54,000円

表4 勤務時間と休日等の状況（平成20年4月1日現在）

始 業	午前8時30分
終 業	午後5時30分
休憩時間	正午～午後1時
休息時間	—
週 休 日	土・日曜日
休 日	祝日、年末年始（12月30日～1月4日）

⑤職員の仕事の状況
 職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と、サービスの根本基準が義務づけられています。この基準に基づき、「職務命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。
 市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

④特別職の報酬など
 特別職である市長や副市長の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は左ページ表3-11のとおりです。
 本市の厳しい財政状況により、給与等の削減を行っています。

③職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。
 休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病欠休暇、各種特別休暇と、無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。年次有給休暇は年間20日付与され、平成19年における一般職員の平均取得日数は8・3日となっています。

④職員の分限及び懲戒処分状況
①分限処分の状況
 職員が、一定の事由によってその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の4つの処分があります。平成19年度は、心身の故障による休職処分が2件ありました。

②懲戒処分の状況
 職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の4つの処分があります。平成19年度の懲戒処分は、停職3件、減給1件となっています。

表 3-10 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度 (異なる内容)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。		同 じ	227,707円
	配 偶 者	13,000円		
	扶 養 親 族	1人につき6,500円		
	特定加算	16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算		
住居手当	住宅を借り受け家賃を支払っている職員や自ら住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。		借家の場合は同じ。持ち家の場合は取得後5年間に限り2,500円を支給	98,948円
	借 家	家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給(27,000円を限度)		
	持 ち 家	5,000円の範囲内で支給(新築または購入後5年間は2,500円を加算)		
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。		交通機関利用者の場合は同じ。自家用車使用者の場合は通勤距離に応じて2,000円から24,500円の範囲内で支給	35,275円
	交通機関利用者	6か月定期券等の価格での一括支給を基本として、月当たり55,000円を限度に支給		
	自家用車使用者	通勤距離2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,100円を支給		
管理職手当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。		官職に応じ、定額を支給	173,537円
	課長・課長相当職	支給率5%(削減措置前の支給率8%)		
	主幹・主幹相当職	支給率5%(削減措置前の支給率7%)		
寒冷地手当	毎年11月から3月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。		同 じ	101,379円
	世帯主で扶養親族のある職員	26,380円		
	世帯主で扶養親族のない職員	14,580円		
	上記以外の職員	10,340円		

表 3-11 特別職の給与等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	市 長	副市長	議 長	副議長	議 員
給料・報酬月額	498,000円 (830,000円)	472,000円 (675,000円)	232,400円 (332,000円)	206,500円 (295,000円)	189,000円 (270,000円)
期末手当の支給割合	4.45月分		3.56月分 (4.45月分)		

※ () 内は、削減措置前の月額、支給割合です。

※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 研修の状況
 職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務効率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。
 平成19年度の職員研修の実施状況は表5のとおりです。

表5 職員研修の実施状況（平成19年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所研修	5人	北海道市町村職員研修センター研修など
各種専門研修	33人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内研修	102人	事故防止対策研修など
特別研修	24人	メンタルヘルス研修など
合計	164人	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 健康診断の状況
 職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。
 ② 公務災害と通勤災害の状況
 職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。平成19年度における公務・通勤災害はありませんでした。

表6 健康診断の受診状況（平成19年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診（人間ドック）	155人	148人
定期健診	36人	36人

8 公平委員会の報告

① 措置要求・不服申し立ての状況
 職員は、給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。
 平成19年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。



「地デジ」詐欺に注意!!

2011年（平成23年）7月24日、現在のアナログテレビ放送が終了し、地上デジタル放送へと完全移行します。このことに便乗し、テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求にご注意ください。

〈環境交通グループ ☎ 4233213・歌志内消費者協会〉

【詐欺手口の例】

- ▼ 総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙により、「地上デジタル放送切り替え助成金」などの支給のためと偽り、手数料の支払いを要求する。
- ▼ 「テレビ局職員」や「地上デジタルテレビ受信対策員」などを名のる男が自宅に訪問し、受信工事やテレビ調整の代金支払いを要求する。

おれおれ詐欺にも注意!

市役所に「おれおれ詐欺」の電話が来たとき市民の方から情報がありました。だまされないためには、まず慌てずに冷静になりましょう。事実や支払根拠を確認するまではお金を振り込んではいけません。
 万一、振り込んでしまったら、金融機関と警察に連絡しましょう。
 何かおかしい、不審だと感じたら、警察や消費者協会、環境交通グループに相談・情報提供をしてください。